

平成28年度

文化協会運営補助金

評価表 NO.

70

所管部課名	文化課			担当者	松元 靖子			
事務事業名	文化振興事業費							
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金及び文化協会運営補助金交付要領							
補助経過年数	21年以上							
平成28年度 予算額	1,550 千円	国県支出金	一般財源		その他		その他の内容	
		千円	1,550 千円		千円			
	指標名				目標値		目標年度	
成果指標①	本市文化協会運営に係る活動件数				15回		平成33年度	
成果指標②	-				-		-	
補助対象者	薩摩川内市文化協会							
補助対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費							
補助対象事業・活動の内容	・本市文化協会の運営を円滑に行なうことを目的とした会議等 ・地域相互の連携や、交流を図るとともに、文化意識の高揚を図ることを目的としたイベントや視察							
	分類	☐ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☒ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	予算で定める額以内の補助対象経費の合計額							
上記項目の積算方法	事業の計画に基づき積算							
補助を受ける事業（団体）等の 過去3年間の決算状況	項目		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	404,200	17.9%	487,200	23.8%	487,200	23.5%
		会費収入	404,200	17.9%	487,200	23.8%	487,200	23.5%
		事業収入		0.0%		0.0%	0	0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	1,550,000	68.6%	1,550,000	75.7%	1,550,000	74.9%
		雑入	4,013	0.2%	597	0.0%	47	0.0%
		（前年度繰越金）	302,497	13.4%	10,183	0.5%	32,299	1.6%
	計	2,260,710	100.0%	2,047,980	100.0%	2,069,546	100.0%	
	支出	事業費	2,100,523	92.9%	1,906,122	93.1%	1,928,624	93.2%
		人件費	64,000	2.8%	64,000	3.1%	64,000	3.1%
		その他事務費	86,004	3.8%	45,559	2.2%	49,817	2.4%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	10,183	0.5%	32,299	1.6%	27,105	1.3%
		計	2,260,710	100.0%	2,047,980	100.0%	2,069,546	100.0%
		支出計/前年度支出計			90.6%		101.1%	
		自己資金/前年度自己資金			120.5%		100.0%	
翌年度繰越金/市補助金	0.7%		2.1%		1.7%			
交付件数		1件		1件		1件		
成果指標の推移①		20回		13回		15回		
成果指標の推移②		-		-		-		
特記すべき事項等	【前回評価】平成25年度「現状のまま継続」文化協会の活性化とともに、協会員の減少と高齢化の対策に取組まれたい。 【前回評価への回答】平成28年度広報紙7／10号にて、文化協会員募集を掲載 【その他】毎年、市主催の春の芸能祭の委託業務や各支部における文化祭などを開催し、会員相互の連携や市の文化芸術の発展に寄与している。事業のPRは、市ホームページ、広報紙、FMさつまさんだいのメディア媒体の利用し積極的に行っている。また、今年度、広報紙にて会員募集を掲載(7/10号)							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	本市の主催するイベント(春の芸能祭)を当団体が受託して事業を実施し、また、昨年度開催された国民文化祭においても実行委員として参加するなど、公益性の高い団体である。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当する。地域間の文化交流や、地域の文化祭においての企画やアイディアの提供など、市民の文化意識の高揚のためにも必要性は高いと考えられる。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	B	当団体は、市内9地域にそれぞれ設立されている文化協会支部を統括する団体であるが、それぞれの地域での文化活動に対する温度差などを解消する上でも、定期的な会議やイベントの開催は必要不可欠である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	市内には、多くの文化団体が存在するが、様々な部門がありそれに応じての団体数も多く、当団体を取りまとめて、情報の収集や提供を行うほうが効率的である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	B	各地域の文化協会に配分される文化事業費等、妥当なものであると考える。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	平成25年度に補助金を減額としたが、今後も活動状況等に依りて、見直しを検討する必要があると思われる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	春の芸能祭での企画運営や、国民文化祭での積極的な取り組みなど一定の公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	本市の文化団体を統括する団体であり、当団体への補助金交付は妥当であると考えられる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	文化協会運営補助金交付要領に明記されており、市民の文化活動への参加や文化芸術を鑑賞する機会に寄与しているため、公費を充てるものとして妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価(一次)結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 当団体が実施する文化祭や展示会、市から委託された事業を実施する中で、多くの市民に文化芸術に接する機会を与え、また、それにより地域の文化振興等の向上を図るとともに、他市町村との文化交流を推進するために必要と思われる。 〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉 文化協会会員の高齢化に伴い、新たな会員募集を図り組織体制づくりに努める。	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈まとめ〉

文化協会運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる文化協会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 文化協会運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 薩摩川内市文化協会の運営を円滑に行うために、協会維持等に必要なものであること。
- (2) 薩摩川内市文化協会が作成した事業計画に基づき、各種事業を実施するもので、地域相互の連携や、交流を図るとともに、文化意識の高揚を図るものであること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要と認められる場合。

(補助金の額)

第3条 文化協会運営補助金の額は、次条に定める経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 文化協会運営補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 報償費
- (2) 旅 費
- (3) 需用費
- (4) 役務費
- (5) 委託料
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) 備品購入費
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費についてはこの限りではない。

(交付の申請)

第5条 文化協会運営補助金の交付の申請に係る、規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年4月30日とする。

2 文化協会運営補助金の交付の申請に係る、規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会 則

(2) 役員名簿

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類。

(交付の基準)

第 6 条 文化協会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第 2 条の要件を満たさない場合

(2) 前号に掲げるもののほか、当該申請者に文化協会運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第 7 条 文化協会運営補助金の実績報告は、規則第 1 5 条に定めた書類により行うものとする。

(効果の測定)

第 8 条 文化協会運営補助金の効果（条例第 4 条第 2 項第 1 号の効果をいう。）は、補助事業等の項目及び内容並びにその実施による成果等を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第 9 条 文化協会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の文化教育施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第 1 0 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

(削除)

附 則

この要領は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から施行する。